

第2 屋内消火栓設備（令第11条、規則第12条、条例第47条、平成9年告示第8号、平成13年告示第19号、平成20年告示第32号及び平成25年告示第2号関係）

1 水源

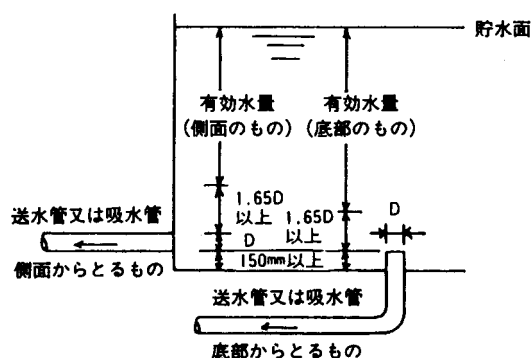
水源は、令第11条第3項第1号ハ、同項第2号イ(4)、ロ(4)及び条例第47条第3項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 水源には、減水した場合、自動的に補水できる装置を設けること。●
- (2) 水源は、常時有効水量を貯えることができ、かつ、規定水量が連続して取水できるものとする。
- (3) 水源の有効水量は、他の消防用設備等と兼用する場合にあっては、それぞれの規定水源水量を加算して得た量以上とすること。ただし、消防用水と兼用する場合にあっては、水源の使用方法が異なることから、(4)イを準用し、消防用水の有効水量を確保すること。
- (4) 水源の有効水量の算定は、次によること。

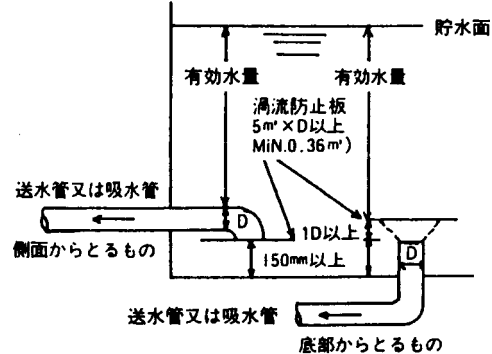
ア 消防用設備等専用の場合

- (ア) 水槽の側面又は底部に送水管又は吸水管を設けるもの

有効水量の算定は、第2-1図又は第2-2図の例によること。



第2-1図

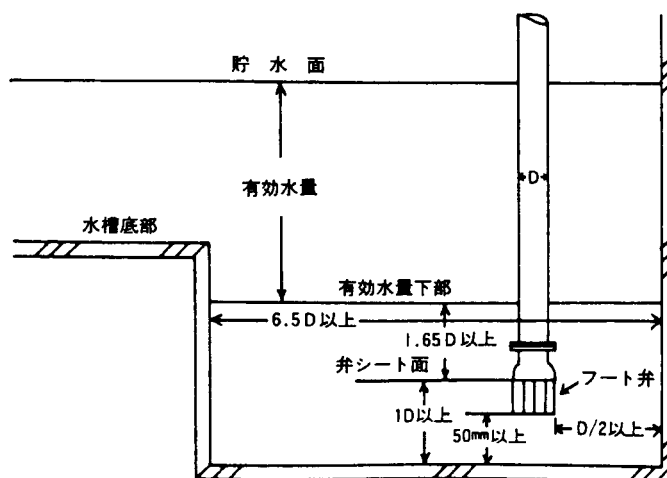


第2-2図

- (イ) 水槽上部から吸水管で吸水するもの

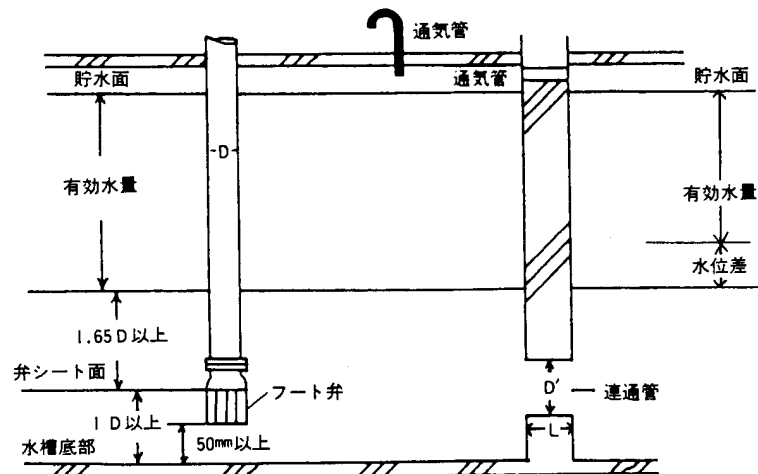
有効水量の算定等は、第2-3図又は第2-4図の例によること。

a サクションピットを設ける場合



第2-3図

b サクションピットを設けない場合又は連通管を設ける場合



第2-4図

(注) 有効水量の下辺部が連通管の下辺部より下方にある場合は、水位差は連通管の下辺部からとるものとする。この場合、連通管の断面積は、次式で算定した数値以上とすること。(連通管の長さLは、1.5m以下とする。)

$$A = \frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}} = \frac{Q}{3.32\sqrt{H}} \text{ 又は } D' = 0.62\sqrt{\frac{Q}{\sqrt{H}}} \quad (\text{又は } H = \left(\frac{Q}{3.32 \times A}\right)^2)$$

A : 管内断面積 (m²)

D' : 連通管内径 (m)

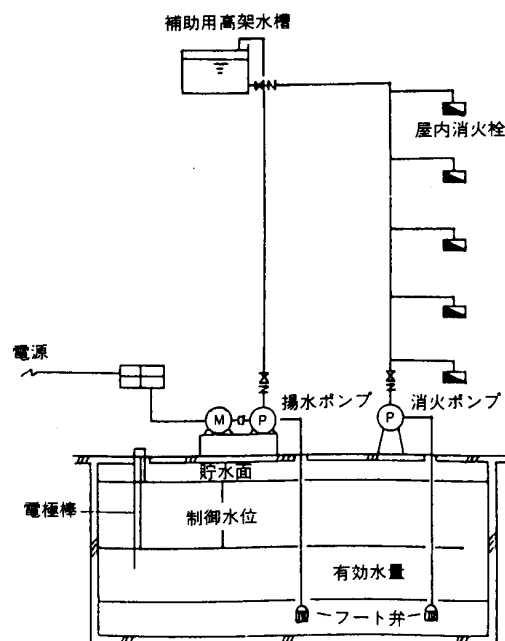
Q : 連通管の流量 (m³/sec)

g : 重力の加速度 9.80m/sec²

H : 水位差 (m)

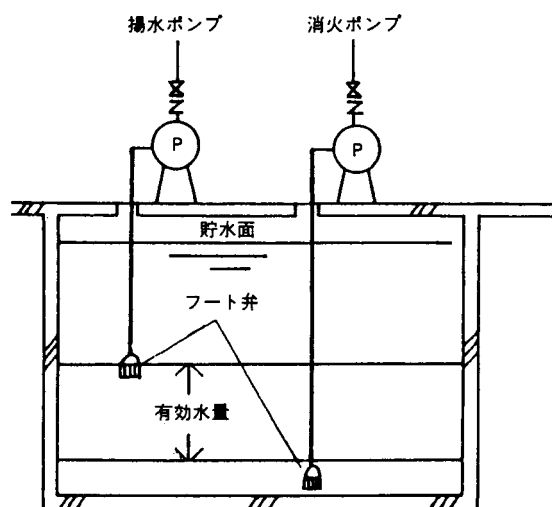
イ 雑用水等の水源と併用する場合

(7) 当該雑用水等の用に供する水量が、電氣的に自動制御されるものにあつては、当該制御される水位までを有効水量とすること。

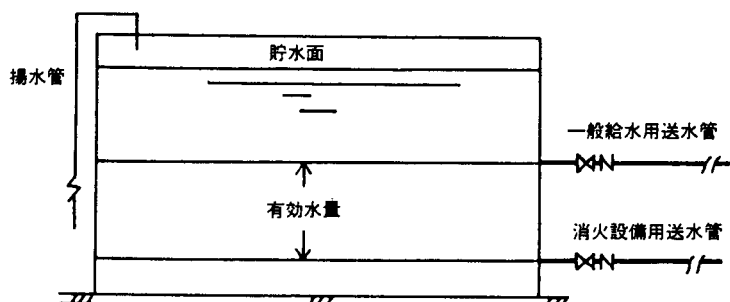


第2-5図

- (イ) 加圧送水装置にポンプを用いる場合にあつては、当該消火設備のフート弁の上部に他のポンプのフート弁を、高架水槽を用いる場合にあつては、当該消火設備の送水管の上部に他の設備の送水管を設け、その間の水量を有効水量とすること。



第 2 - 6 図



第 2 - 7 図

ウ 加圧送水装置に水中ポンプを用いる場合は、最低運転水位を有効水量の最低水位とすること。

- (5) 水槽と外気との間には、管の呼びが100A以上の通気管を水槽ごとに設けること。ただし、当該通気管を設けた水槽と水槽間を連通管の断面積の10分の1以上の断面積を有する通気管により接続された水槽については、この限りでない。●
- (6) 水槽は、鉄筋コンクリート、ステンレス鋼板製等耐食性及び耐熱性のあるものとする。ただし、2(1)イ(イ) a から d までに定めるいずれかに設ける場合は、繊維強化プラスチック製等のもの（以下「FRP製等」という。）とすることができる。

2 加圧送水装置

加圧送水装置にポンプを用いるものにあつては、次によること。

(1) 設置場所

ア 令第11条第3項第1号ホに規定する「点検に便利な箇所」とは、機器の点検ができる空間、照明、排水等を確保できる場所にあること。

イ 水中ポンプ以外のポンプ

(ア) ポンプは凍結するおそれのない場所に設けること。

(イ) 令第11条第3項第1号ホに規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次の a から d までに定めるいずれかの場所であること。

- a 加圧送水装置等（ポンプ、電動機と制御盤、呼水装置、水温上昇防止逃し装置、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置等及びその附属機器をいう。以下同じ。）の専用の不燃室
- b 飲料、雑排水等に用いる加圧送水装置等を併置した専用の不燃室
- c 屋外、特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上等で加圧送水装置等の点検に支障がないよう不燃材料（ガラスにあっては網入りガラスに限る。）で区画した場所

なお、屋外（屋上を含む。）に設ける場合は、風雨、塩害、凍結等により制御盤、電動機等に影響を及ぼすことから前 a 又は b の例による室等に設けること。●

- d その他、火災による被害を受けるおそれがないよう、特に有効な措置を講じた場所

（注） 不燃室とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり及び屋根）で区画され、かつ、窓、出入口等に防火設備を設けた室をいう。ただし、ボイラー設備等の火気使用設備のある室及び可燃性の物質が多量にある室については、該当しないものであること。

なお、不燃材料で造った壁、床又は防火設備に接する外壁について、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造とし、又は外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においても、不燃室として取り扱うことができる（準耐火構造としなければならない部分に窓、出入口等がある場合においては、防火設備を設けなければならない。以下第2において同じ。）。

- （ウ） 湿気が滞留するおそれのない場所に設けること。●

ウ 水中ポンプ

- （ア） 水中ポンプは点検のためのふたの真下に設けること。
- （イ） 水中ポンプは貯水槽の底面から5cm以上の位置に設置し、貯水槽の壁面から当該ポンプの中心までの距離は、ポンプストレーナー部分の外径の2倍以上とすること。

（2） 機器

ア 設置することのできる加圧送水装置

規則第12条第1項第7号ニに規定する加圧送水装置は、認定品とすること。●

なお、中継ポンプとして用いる加圧送水装置等にあっては、押し込み圧力を考慮したものとする。

第2-1表 加圧送水装置の認定区分（例）

機器 \ 区分	基本型	ユニットⅠ型	ユニットⅡ型	ユニットⅢ型	単独制御盤
ポンプ	○	○	○	○	
電動機	○	○	○	○	
フート弁	○	○	○	○	
圧力計、連成計	○	○	○	○	
呼水槽		○	○	○	
制御盤			○	○	○
ポンプ性能試験装置		○	○	○	
バルブ類		○	○	○	
水温上昇防止用逃し装置		○	○	○	
非常動力装置				○	

イ 附属装置等の変更

前アの加圧送水装置等の附属装置等は、次に定めるところにより変更できるものとする。ただし、設置後の改修等におけるポンプ、電動機、附属装置等の交換は、同一仕様又は同一性能のものとする。

- （ア） ポンプの設置位置が水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更（ただし、流量に著しい影響をおよぼさないこと。）
- （イ） 立上り管の頂部位置が当該加圧送水装置より低い場合、ポンプ吐出圧力計を連成計への変更

- (ウ) 水源水位がポンプより高い場合のフート弁の変更
- (エ) 非常電源による加圧送水装置の起動を行う場合の制御盤リレーの変更
- (オ) 排水場所に合わせた場合の流量試験配管の変更（ただし、流水量に著しい影響をおよぼさないこと。）
- (カ) 圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更
- (キ) 耐圧の高性能化を図る場合のポンプ吐出側止水弁の変更

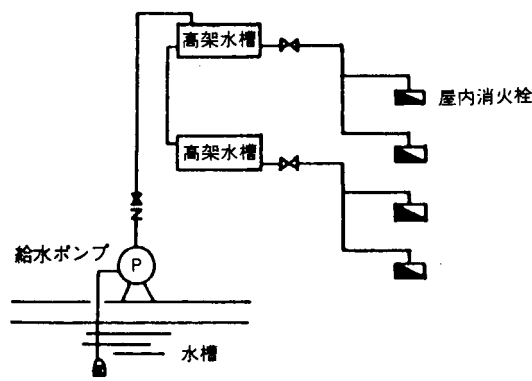
ウ 吐出量

- (ア) 地階を除く階数が5以上の防火対象物（各階に設置する屋内消火栓が1個の場合に限る。）にあつては、次によること。
 - a 令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備（以下「1号消火栓」という。）にあつては、300 L/min以上とすること。
 - b 令第11条第3項第2号イに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備（以下「2号消火栓」という。）にあつては、140 L/min以上とすること。
 - c 令第11条第3項第2号ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備（以下「広範囲型2号消火栓」という。）にあつては、180 L/min以上とすること。
- (イ) 同一防火対象物で他の消火設備と加圧送水装置を併用するものにあつては、各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること（併用は、規則第12条第1項第6号イ及び第7号ハ(ニ)の措置ができる場合に限る。）。
- (ウ) 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。）で加圧送水装置を共用するものにあつては、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、次のいずれかに該当する防火対象物にあつては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。
 - a 隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの
 - b 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が1階にあつては3 m以上、2階にあつては5 m以上の距離を有するもの

エ 放水圧力が0.7MPaを超えないための措置

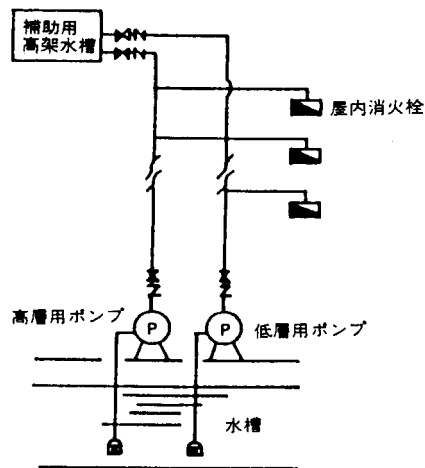
規則第12条第1項第7号ホに規定する「放水圧力が0.7MPaを超えないための措置」は、次によること。

- (ア) 高架水槽の高さを考慮して設ける方法



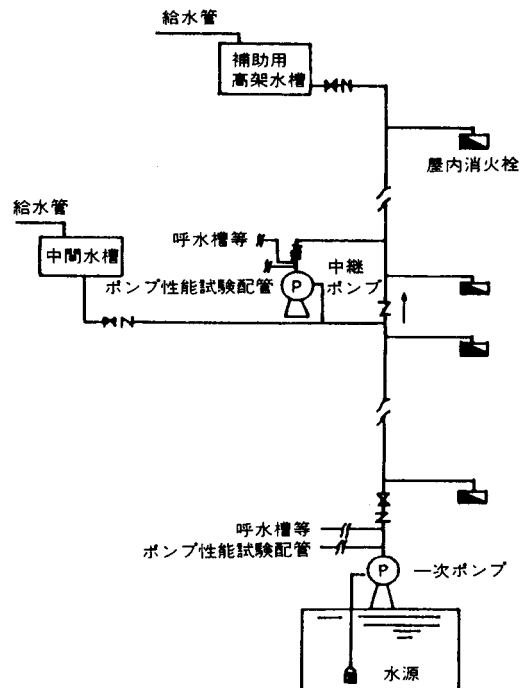
第2-8図

(イ) ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法



第 2 - 9 図

(ウ) 中継ポンプを設ける方法



第 2 - 10 図

(エ) 減圧機構を有する消火栓開閉弁を設ける方法

(オ) 減圧弁又はオリフィス等による方法

- a 減圧弁は、減圧措置のため専用の弁とすること。
- b 減圧弁は、水压により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。
- c 減圧弁の接続口径は、取付け部分の管口径と同等以上のものであること。
- d 設置階は、当該設備の設置される最下階から 3 階層（地階を含む。）以内とすること。
 なお、中継ポンプの吐出側直近の当該ポンプの受けもつ階層についても同様であること。
- e 設置位置は、枝管ごとに開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。
- f 減圧弁には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。

(カ) その他の屋内消火栓設備の機能に支障のない方法

オ 水中ポンプ

(ア) 水中ポンプの吐出側配管には、逆止弁、仕切弁及び連成計を設け、かつ、当該ポンプ吐出口から逆止弁に至る配管の最頂部には、自動空気抜き弁を設けること。

(イ) ポンプ駆動用配線で水槽内の配線は、耐食、耐水、絶縁性の十分あるものとする。

カ 制御盤

種別ごとに次の表により設置すること。

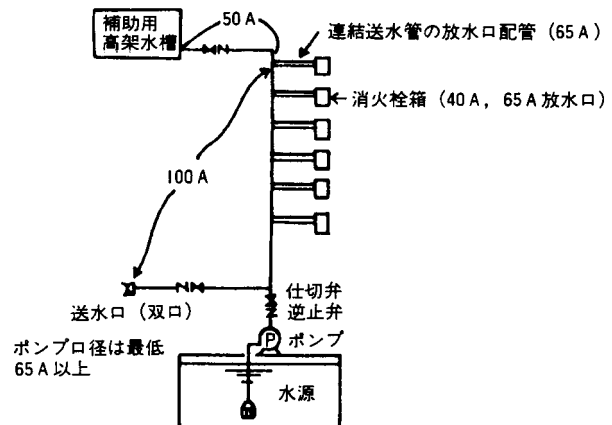
第 2 - 2 表

制御盤の区分	設 置 場 所
第 1 種制御盤	特に制限なし
第 2 種制御盤	不燃室
そ の 他	不燃室（電気室、機械室、中央管理室、ポンプ専用室その他これらに類する室に限る。）

3 配管

(1) 連結送水管の放水口が設置された階の全ての屋内消火栓の直近に放水口が設けられているものについては、規則第12条第1項第6号イただし書により、当該連結送水管と兼用して差し支えないものであること。この場合、第20連結送水管 2 (1) アからウまで及び第 2 - 11 図の配管系統図によること。

※ 屋内消火栓に減圧の措置をする場合は、ポンプ等は、減圧を考慮した性能とすること。



第 2 - 11 図

(2) 5 以上の階を受けもつ立ち上がり配管（認定品にあっては、立ち上がりは認定範囲の 2 次側からとする。）の口径は、1 号消火栓にあっては 65 A 以上、2 号消火栓にあっては 40 A 以上、広範囲型 2 号消火栓にあっては 50 A 以上とすること。●ただし、連結送水管の配管を兼用するものにあっては、100 A 以上とすること。（第 20 連結送水管 2 (5) により連結送水管の主管の内径の特例を適用するものにあっては、当該口径とすることができる。）

(3) 配管は、高架水槽又は補助用高架水槽（以下「高架水槽等」という。）に連結するか、若しくは起動用圧力タンクにより常時充水すること。

(4) 高架水槽等の材質は、鋼板又は F R P 製等とし、吐出部直近には、仕切弁、逆止弁及び可撓継手を設けること。

(5) 補助用高架水槽の容量は次によること。●

ア 屋内消火栓設備単独の補助用高架水槽

1 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓の場合にあっては 0.5 m³ 以上、2 号消火栓の場合にあっては 0.3 m³ 以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径 25 A 以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合にあっては、当該容量を 0.2 m³ 以上とすることができる。

イ 他の水系消火設備と兼用の補助用高架水槽

スプリンクラー設備と兼用する場合にあっては 1 m³ 以上、スプリンクラー設備以外の設備と兼用する場合にあっては、0.5 m³ 以上（この場合、前アのただし書を準用できる。）とすること。

(6) 高架水槽等へ連結する配管径は、立上り管の配管径の 2 分の 1 以上とすること。●

- (7) 止水弁及び逆止弁は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示を直近の見やすい位置に設けること。
- (8) 配管には、空気だまりが生じないような措置を講ずること。
- (9) 配管は、専用支持金具にて堅固に固定されていること。
- (10) 建築物の接続部分等で、地震動による曲げ又はせん断力を生ずるおそれのある部分の配管施工は、極力行わないこと。ただし、建築物の構造、形態等から、これら部分を配管貫通する場合は、可とう継手を設け、配管の保護を施すこと。
- (11) 屋上又は最遠部には、試験用テスト弁を設けること。●ただし、最上階の消火栓より放水試験ができる場合は、この限りでない。
- (12) 屋外配管等直接外気に面する部分に設ける配管等で凍結するおそれのある部分には、凍結防止のための措置を講ずること。●
- (13) 配管には、排水弁を設け、管内の排水ができるようにすること。●ただし、消火栓開閉弁等から有効に排水できるものにあつては、この限りでない。
- (14) 配管の材質は、規則第12条第1項第6号ニ(イ)の規定によるほか、定格全揚程時における配管部分の圧力が1.6MPa以上となるものにあつては、J I S G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。
- (15) 管継手の材質は、規則第12条第1項第6号ホ(イ)の規定によるほか、当該管継手の設置場所の使用圧力値以上の圧力値に耐える仕様のものを設けること。
- (16) 規則第12条第1項第6号ニ(ロ)及びホ(ロ)に規定する合成樹脂製の管及び管継手は、認定品とすること。●
- (17) バルブ類の材質は、規則第12条第1項第6号ト(イ)及び(ロ)の規定によるほか、当該バルブ類の設置場所の使用圧力値以上の圧力値に適用するものを設けること。
- (18) 配管工事完了後、主配管は屋内消火栓設備に使用する最高吐出圧力の1.1倍の空気若しくはガス圧又は1.5倍の水圧を3分間以上加えた場合、接続部等から漏水（漏えい）又は破損等を生じないよう施工すること。
- (19) 配管に設ける止水弁等には、常時開又は常時閉の表示をすること。
- (20) 配管は、原則として土中に埋設しないものとするが、やむを得ず埋設する場合は、次のいずれかによること。
- ア 日本水道鋼管協会のW S P-041（消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管）又はW S P-044（消火用ポリエチレン外面被覆鋼管）を用い、接続部分は専用継手（異種鋼管にあつては絶縁性のものとする。）により施工する。
- イ 前(14)の配管にポリエチレン等の塗覆装を施し又はこれと同等以上の耐食性を有するものを使用する。
- ウ 埋設後毎月1回以上前(18)に準じた試験を実施する。
- (21) 棟が異なる防火対象物で加圧送水装置を共用する場合で、各棟に至る配管を埋設した場合にあつては、各棟の立ち上がり配管の地上部分に止水弁を設け、「常時開」の表示をすること。

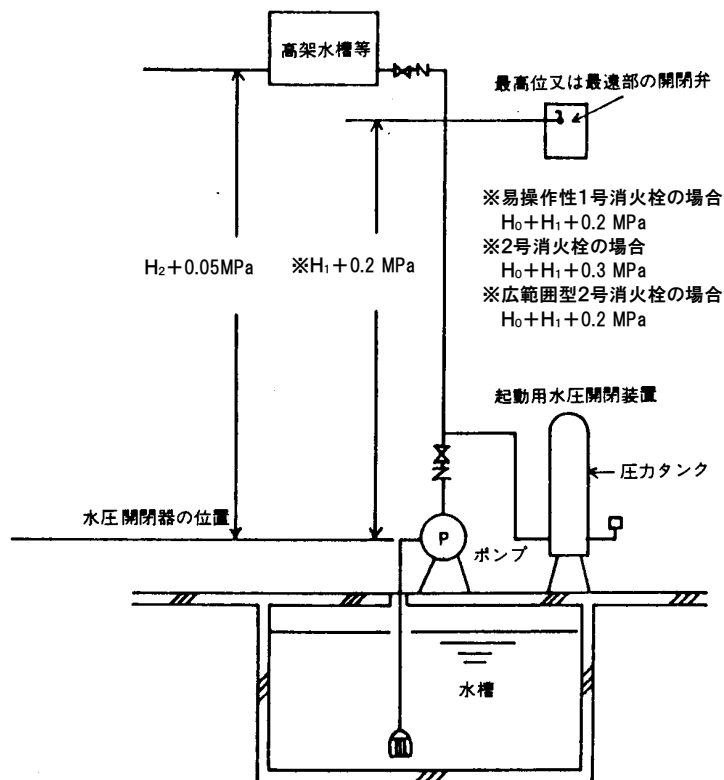
4 起動装置

- (1) 起動装置として起動用水圧開閉装置を用いる場合は、規則第12条第1項第7号へに定める遠隔操作できるものとみなし、その機能等は、次によるものとする。
- ア 消火栓開閉弁を開放することにより起動すること。
- イ 専用とし、加圧送水装置の直近に設けること。
- ウ 水圧開閉器は、当該開閉器の位置における配管内の圧力が次の(ア)又は(イ)のいずれか高い圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。
- (ア) 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（ H_1 ）による圧力に次の数値を加えた圧力

- a 1号消火栓の場合： $H_1 + 0.2 \text{ MPa}$
- b 易操作性1号消火栓の場合： $H_0 + H_1 + 0.2 \text{ MPa}$
- c 2号消火栓の場合： $H_0 + H_1 + 0.3 \text{ MPa}$
- d 広範囲型2号消火栓の場合： $H_0 + H_1 + 0.2 \text{ MPa}$

※ H_0 は、易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失としてあらかじめ算定された機器仕様書等に明示された数値をいう。

- (イ) 高架水槽等の位置から、起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 (H_2) による圧力に 0.05 MPa を加えた値の圧力



第2-12図

- (2) 押しボタン式等の遠隔操作部は、保護カバーが取り付けられていること。ただし、消火栓箱内に設けられたものにあつては、この限りでない。
- (3) 防災センター等にポンプが起動した旨を的確に移報すること。●
- (4) 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置を講ずること。

5 貯水槽等の耐震措置

貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等（以下「貯水槽等」という。）の耐震措置は、次によること。

- (1) 加圧送水装置の吸入管側（床上槽から接続される管又は著しく横引き部分が長い管に限る。）、吐出管側に可撓継手を用いて接続すること。
- (2) 貯水槽等は、地震による振動等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。

6 非常電源、配線等

(1) 非常電源、配線等は、第23非常電源の基準によること。

(2) 常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次により敷設すること。

ア 低圧のものにあつては、引込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。

イ 特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

7 消火栓箱等

(1) 1号消火栓（イからカまでについては、易操作性1号消火栓を除く。）

ア 設置対象

令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のものであつても、可燃性物品が多量に存在するものについては、努めて1号消火栓又は易操作性1号消火栓とすること。●

イ 消火栓箱の位置

(ア) 消火栓は、容易に使用ができ、かつ、避難口又は階段に近い場所に設けること。●

(イ) 消火栓箱から防火対象物の全てに消火可能であること。この際、消火可能かどうかについては、ホースを延長する経路、ホースの長さ、放水距離等を総合的に勘案し判断すること。

ウ 消火栓箱の構造

次によること。●

(ア) 大きさは、収納された弁の操作及びホースの使用に際し、ホースのねじれ、折れ、ひっかかりその他に障害を生じないものであること。

(イ) 扉は、容易に開放でき、ホース延長活動に支障がなく、かつ、避難上障害とならないものであること。

(ウ) 消火栓箱は、不燃材料で造られていること。

(エ) 消火栓箱の色は、努めて認識しやすいものとする。

(オ) 排水することのできる排水口等が設けられていること。

エ 消火栓

(ア) 規則第12条第1項1の2号に規定する消火栓は、認定品とすること。●

(イ) 開閉弁のハンドルは、当該弁を容易に開閉できるように設けること。

(ウ) 連結送水管と配管を共用する場合にあつては、減圧機構付き（呼び16K）の開閉弁とすること。

オ 筒先及びホース

(ア) 筒先は、開閉装置付きのものとする。●

(イ) ホースは呼称40又は50のもので、長さ15mを2本、ノズルは、口径が呼称13mm以上のものを1本、それぞれ接続して設置すること。ただし、消火栓箱から半径15m以内にその階の全ての部分が包含される小規模の防火対象物等に設置する場合にあつては、長さ10mのホースを2本とすることができる。

カ 灯火及び表示

(ア) 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき、20cm²以上とすること。●

(イ) 消火栓箱の赤色の灯火は、消火栓箱の上部に設けること。ただし、消火栓箱扉表面の上端部に設ける場合は、この限りでない。

(ウ) 前(イ)の赤色の灯火は、円錐型、平面型又はリング型等で、省令第12条第1項第3号ロ又はハ(イ)の規定に適合すること。●

(エ) 消火栓箱の表面又は扉を開放したときの見やすい箇所に操作方法をわかりやすく表示すること。●

(オ) 連結送水管の放水口を併設収納する消火栓箱の表面には、直径10cm以上の消防章又は前(ア)に規定する文字の大きさに「放水口」と表示すること。

(2) 易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓

ア 設置対象

旅館・ホテル・社会福祉施設・病院等、就寝施設を有する防火対象物及び物品販売業を営む店舗にあつては、努めて易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓又は広範囲型 2 号消火栓とすること。●

イ 設置方法

同一防火対象物には、同一操作性のものを設置すること。●

ウ 消火栓箱の位置

7 (1)イを準用すること。

エ 消火栓箱の構造

7 (1)ウを準用すること。

オ 灯火及び表示

7 (1)カ ((エ)を除く。)を準用すること。

カ 機器

認定品とすること。●

8 総合操作盤

(1) 規則第12条第 1 項第 8 号ハの規定により、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、別記の「消防法施行規則第12条第 1 項第 8 号ハに規定する防火対象物の指定」(平成19年 3 月23日安全管理局告示第 1 号。以下「局告示第 1 号」という。)によること。

なお、局告示第 1 号 2 に規定する「防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況等から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないと認めるもの」とは、次に掲げるものが想定されること。

ア 無人又は無人に近い収容人員の防火対象物で火災予防上支障がないと認められるもの

イ 傾斜地、段地の敷地に存し、最下階に消防車両が接近できる地盤面(以下「消防活動面」という。)を有している防火対象物で、次のいずれかによるもの

(ア) 消防活動面にスプリンクラー設備等の送水口が設置され、地階部分の各階の消火活動に際しては、地上階と同等に活動できると判断されるもの

(イ) 規則第 5 条の 5 の規定を準用し、地階部分の全ての階が普通階と同等の開口部(幅員 2 m 以上のドライエリア等に面する開口部を含む。)の面積を有しているもの

ウ 局告示第 1 号 2 (2) の規定に該当する防火対象物のうち、水噴霧消火設備、泡消火設備等が設置される部分(地上階に設置される部分を含む。)の床面積の合計が地階部分の床面積の合計のおおむね 10% 未満の面積で、防火管理体制により火災予防上支障がないと認められるもの

エ 局告示第 1 号 2 (3) の規定に該当する防火対象物のうち、規則第 30 条に規定する排煙機又は給気機が設置されていないもの

(2) 総合操作盤は、第 24 総合操作盤の基準によること。

別記

安全管理局告示第1号

消防法施行規則第12条第1項第8号ハに規定する防火対象物の指定

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハ（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月23日（最近改正 平成27年9月30日 消防局告示第2号）

横浜市安全管理局長 橘川 和夫

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物
 - (2) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上の防火対象物
- 2 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物（令別表第1(5)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものに限る。）を除く。）で、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの。ただし、消防長又は消防署長が防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況等から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないと認めるものにあっては、この限りでない。
 - (1) 令第12条第1項又は横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。）第48条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - (2) 令第13条第1項又は条例第49条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）
 - (3) 令第28条第1項の規定に基づく排煙設備